化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針に関する参考資料

平成18年11月

環 境 省

# 目 次

1	総量削減基本方針について	1
2	これまでの経緯	1
3	水質総量規制制度の体系	2
4	対象水域及び対象地域	3
5	汚濁負荷量の推移及び削減目標量	4

#### 1 総量削減基本方針について

水質総量規制は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、水質総量規制制度の根幹を成すものであり、汚濁源を生活系、産業系及びその他系(土地、畜産、農業等)に分けた上で、汚濁負荷の総量の削減目標量及び方途、目標年度等を定めるものである。

水質総量規制制度は、昭和54年以来5次にわたり、化学的酸素要求量(COD、第1次からの指定項目)、窒素及びりん(第5次からの指定項目)を対象に実施されており、対象水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海とされ、また、これら水域への流入域である20都府県の関係地域が対象地域となっている。

#### 2 これまでの経緯

現行の第5次水質総量規制における総量削減基本方針は、それまでの実績を踏まえ平成13年12月に策定され、平成16年度を目標年度としてより一層のCODのみならず、窒素及びりんとを併せた総合的な削減対策を図ることとし、窒素及びりんを新たな指定項目に追加し、総合的な対策を実施してきた。

第5次総量規制の目標年度が平成16年度であったことから、平成16年4月から中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会において第6次総量規制の在り方について審議が行われ、平成17年4月に同委員会報告がまとめられ、同報告の内容をもって平成17年5月に中央環境審議会答申が行われている。

#### 3 水質総量規制制度の体系

対象水域:東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

対象項目:化学的酸素要求量(СОD) 窒素、りん

## 【総量削減基本方針】

- ・対象水域毎に環境大臣が策定
- ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

# 【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別(生活系、産業系、その他系)の削減目標量、 削減のための方途等

# 【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・し尿処理施設の 整備 等

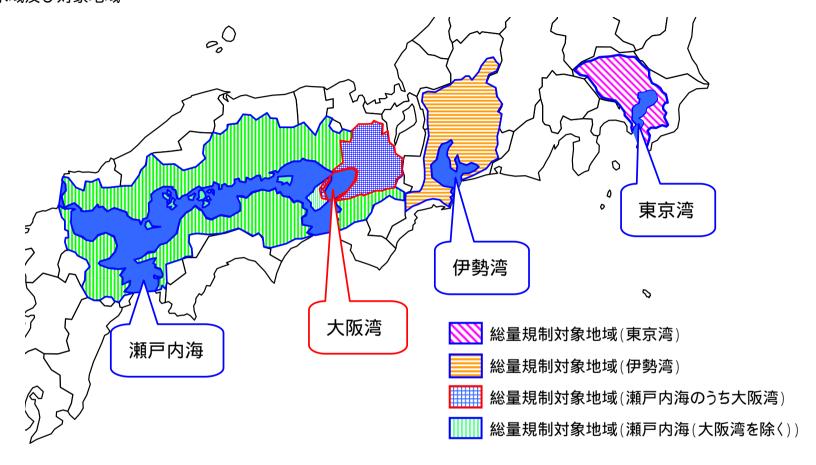
# 【総量規制基準による規制】

- ・排水量が50m3/日以上の 工場・事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

## 【削減指導等】

- ・小規模事業場
- ・畜産、農業
- ・一般家庭 等

### 4 対象水域及び対象地域



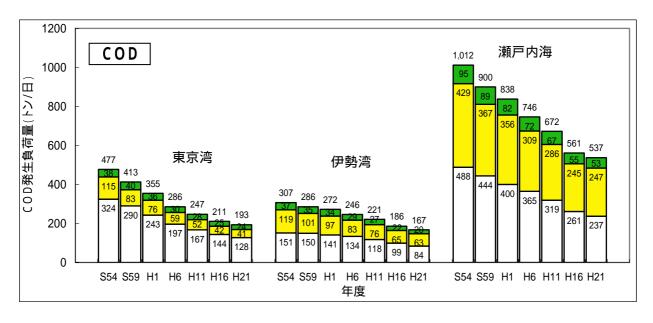
### 【関係都府県】

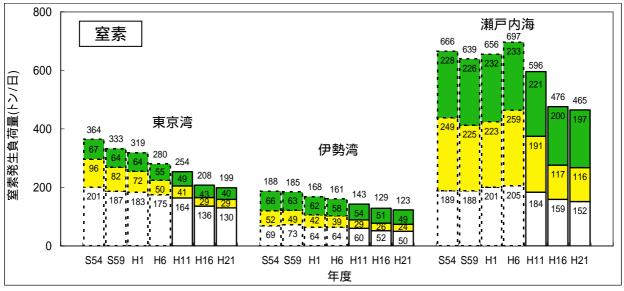
東京湾(4都県)・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

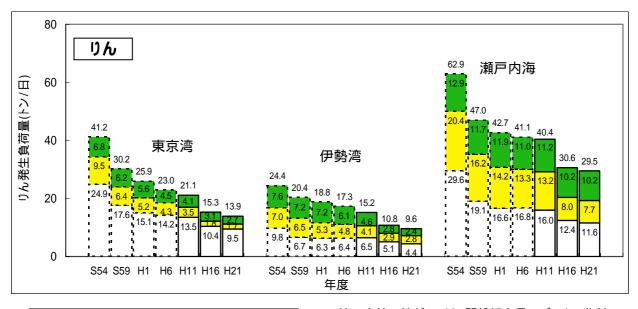
伊 勢 湾(3県) ・・・岐阜県、愛知県、三重県

瀬戸内海(13府県)・・・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

### 5 汚濁負荷量の推移及び削減目標量







□生活系 □産業系 ■その他系

(注1)点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計 (注2)平成21年度の値は削減目標量とした